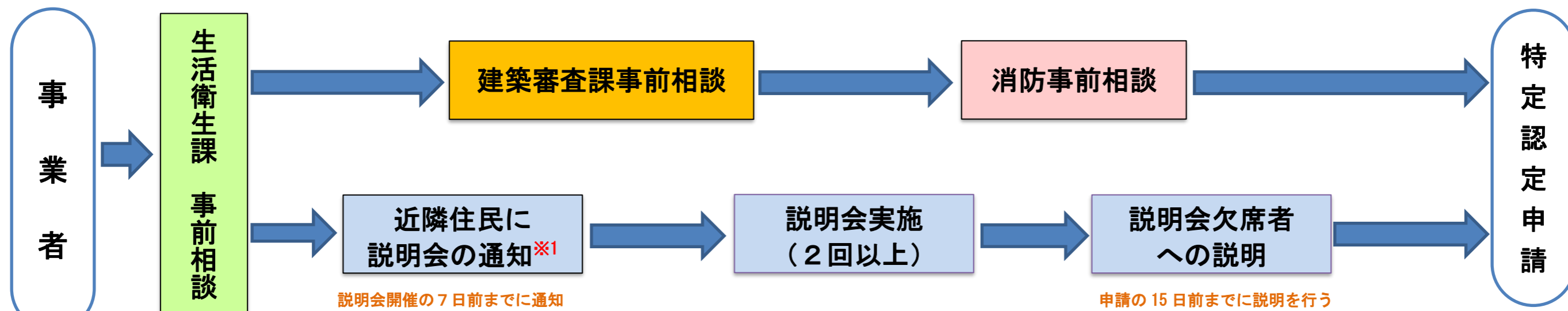


特区民泊申請前手続きについて（事前相談から特定認定申請まで）



※1 生活衛生課で説明会通知文・周知書面の内容を確認した後であれば、消防等の相談と並行して実施してかまいません。

説明会開催の7日前までに通知

申請の15日前までに説明を行う

<生活衛生課 事前相談> 【必須】

特区民泊の要件について、事前相談を受け付けます。

○持参いただきたい「書類」

平面図、施設周辺の地図（半径 50m 程度）

○主な認定要件

- ・一居室の床面積が 25 ㎡以上で施設可能であること
- ・台所、浴室、便所、洗面設備があること
- ・滞在期間が2泊3日以上であること
- ・外国語を用いた案内があること
- ・徒歩 10 分以内での緊急駆け付け体制が整っていること。
- ・苦情を 24 時間 365 日受付できる体制が整っていること。
- ・建築基準法上「ホテル・旅館」が建築可能な用途地域であること 等

○連絡先 大田区生活衛生課環境衛生担当

★生活衛生課の事前相談時に相談受付簿を発行いたします。

<建築審査課>

【必要に応じて（最低滞在期間7日未満の場合は必須）】

新築物件や用途変更が必要な場合や最低滞在期間7日未満を希望される場合は、建築審査課に事前に連絡をしてから、相談に行ってください。

○持参いただきたい「書類」

- ・案内図（住宅地図など、場所の特定できるもの）
- ・図面（配置図、平面図）
- ・適合性チェックシート（最低滞在期間7日未満の場合）
- ・相談受付簿（生活衛生課が事前相談時に発行）

○連絡先 大田区建築審査課建築審査担当 03-5744-1388

<所轄の消防署> 【必須】

消防法の設備基準について、事前の相談をお願いします。所轄消防署予防係に事前に連絡をしてから、相談に行ってください。

○必要書類

①相談受付簿（生活衛生課が事前相談時に発行）

②持参いただきたい「図面等」

- ・外国人滞在施設経営事業を行おうとする部分の平面図（必須）
- ・外国人滞在施設経営事業を行おうとする部分の内装（不燃・難燃性能等）

③把握してきていただきたい「情報」

- ・外国人滞在施設経営事業を行おうとする部分のある建物所在地及び建物名称（必須）
- ・外国人滞在施設経営事業を行おうとする階、号室、外国人滞在施設経営事業を行おうとする部分の床面積（必須）
- ・建物全体の階層、延べ面積、構造、階段の数・種類（屋内・屋外等）（一戸建ての場合は必須、それ以外は可能であれば）
- ・現在の建物全体の消防法上の用途、設置されている消防用設備等

○連絡先

大森消防署	03-3766-0119
田園調布消防署	03-3727-0119
蒲田消防署	03-3735-0119
矢口消防署	03-3758-0119

<近隣住民への説明（事前確認）> 【必須】

近隣住民への説明を実施する際は、事前に通知文・説明書面の内容を、生活衛生課で確認します。生活衛生課の確認が取れたら近隣住民に説明を開始していただきます。以下の手順を参考にしてください。

◆近隣住民への説明会通知

近隣住民に説明会の通知を行う。
説明書面は A2 判に拡大して施設設置予定地（地面から約 1 m以上の高さ）に掲示すること。
※説明会の通知は、開催の7日前までに行うこと。

◆説明会の実施

事前に通知していた開催場所で特区民泊開設に関する説明会を2回以上実施する（同日開催は不可）。

◆説明会欠席者への周知

説明会を欠席した近隣住民に対し、説明会で使用した説明書面を対面等で説明をする。
※説明終了後、14日以上、近隣住民からの意見を受け付ける期間が必要です。

◆近隣住民からの意見を受け付ける期間終了後

近隣住民からの意見を受け付ける期間を過ぎましたら申請ができます。生活衛生課の担当者まで認定申請の予約連絡をしてください。
※A2 判で掲示している説明書面は認定が下りるまで掲示をしてください。